「潟上市自治基本条例 (素案)」についての パブリックコメント実施結果について

- 1. 募集期間 平成24年2月1日(水)~平成24年2月14日(火)
- 2. 意見提出件数 33件
- 3. 意見提出者数 6人 (提出方法:持参2人・FAX2人・メール2人)

4. 条別意見件数

No	項目	件数	No	項目	件数
0	前文	7	18	審議会等	1
1	目的	1	19	危機管理	1
2	定義		2 0	情報公開	3
3	市民参画の原則		2 1	個人情報保護	
4	情報共有の原則		2 2	意見・要望等への対応	
5	対等及び協働の原則		2 3	男女共同参画	
6	財政自治の原則		2 4	財政運営	
7	市民の権利	1	2 5	行政評価	
8	満20歳未満の市民の権利		26	外部監査	1
9	市民の責務	1	2 7	国及び県との関係	2
10	コミュニティ活動		28	住民投票	1
1 1	コミュニティ活動への支援		2 9	最高規範性	1
1 2	議会の責務	1	3 0	条例の見直し	
13	議員の責務	1		その他	2
1 4	市長の責務	2		全般	6
1 5	市長以外の市の執行機関の責務				
1 6	職員の責務				
17	市の組織	1		合計	33

(担当) 潟上市役所 総務部企画政策課

「潟上市自治基本条例(素案)」に対するパブリックコメント(意見募集)への回答について

	769	17 H H 257 T 72	条例 (素案)」に対するパブリックコメント	
No	条	項目	ご意見(要旨)	回 答(策定委員会の考え方)
1	0	前文	冗長である。 住民性・地域性・環境性を	前文は各条文の解釈指針であり、
			基調とした表現と未来志向にして、詳しく	表現の自由度が高いことなどが特
			は逐条解説で趣意、理念を記述してはどう	徴で、本条例制定の決意表明の場と
			カル。	してふさわしいものと考えており
				ます。ご提案のような流れで本市の
				「これまで」と「これから」を親し
				みやすさも込めて表現したもので
				あり、他市の条例(前文)と比較し
				ても決して冗長とは考えておりま
				せん。
2	0	前文	石川理紀之助という個人名は用いず、	「寝ていて~」の趣意 (率先垂範)
			「寝ていて人を起こすこと勿れ」の趣意に	だけでは、その背景(真意)が伝わ
			基づき文言を作成しては。	らないと考えます。石川翁は郷土を
				代表する偉人と捉えており、その名
				が与えるインパクトは大きいもの
				です。
3	0	前文	市民憲章「心を開き共に築こう夢広がる	本条例では市民憲章の中身に立
			わがふるさと潟上」の理念を表現すべき。	ち入ることはしません。具体的には
				逐条解説の中で触れたいと考えて
				おります。
4	0	前文	自治の基本である「自主・自立」にかか	第2段落から第3段落にかけて
			わる表現・規定が欠落している。 行政の立	はまさにご指摘の内容を盛り込ん
			ち位置が優先の記述である。	でおります。また、特に前文は市民
				目線の表現としております。
5	0	前文	(第2段落最後)潟上市を築いていかな	参画と協働がなぜ重要であるの
			ければなりません。 → いくことを決意	かを述べる第2段落に「決意」とい
			しました。	う表現が適切とは考えられません。
6	0	前文	(第3段落最初) そのためには、 →	第3段落の冒頭部にも「わたした
			わたしたちは、	ちは…」と表現することは、第2段
				落と第3段落の関係が不明確とな
				りかねないため、原案のままとしま
				す。

7	0	前文	(第3段落最後) 行くこと が重要です。	(No6 と同様です。)
			→ を確認しました。	
8	1	目的	第1項に次の文を入れて、市政が市民の	目的規定は前文を受け、この条例
			福利を最優先で行うべきことを強調し、素	は何を定めているのかを簡潔に示
			案にある文章は第2項として部分を挿	したものです。そのため、目的を2
			入する。	つの項に分けて規定する事は適切
			\downarrow	とは言えません。提案の趣旨も分か
			第1条 市政は市民の信託によるもの	らないでもありませんが、市民の福
			であり、その運営による福利は市民が享受	利が最優先ということは市民の権
			すべきものとします。	利や市長等の責務、国及び県との関
			2 この条例は、 <u>前項の確保のため、</u> 潟	係などで確保されているものと考
			上市における~	えます。
9	7	市民の権	「行政サービス」という文言、行為は目	この条文は、上位法(地方自治法)
		利	線位置が問題と思う。	に倣った形です。住民の権利として
				「役務の提供を受ける権利」とあり
				ますが、本条例では分かりやすさも
				追求している事から、「役務の提供」
				を「行政サービス」という文言に置
				き換えたものです。
10	9	市民の責	第4項で「分任する」を「分担する」に	この規定は義務を課すという意
		務	変更。	味から上位法(地方自治法)に倣っ
			※「分任は」権利・権限の一部を分ける	たものです。
			意味あいが強い。「分担」は全体の一部を	(※地方自治法第10条第2項)
			担当、負担するという意味合いが強いの	「~その負担を分任する義務を負
			で。	う」
				なお、「分任」とは分けて負担に
				応ずるの意となります。(自治法逐
				条解説より)

No	条	項目	ご意見 (要旨)	回 答 (策定委員会の考え方)
11	12	議会の責	「常に議会改革に努める」の「常に」と「議	「常に」という文言にご提案の趣旨
		務	会改革」の間に「社会経済情勢変化に機能	は包含されているものと考えます。
			的に対応できるよう」を挿入。	
			※何のための議会改革か分からないため。	
12	13	議員の責	「議員は市民の請求により政務調査費	情報公開については第20条第
		務	等の使途の情報公開を原則行わなければ	1項で原則公開と規定しています。
			ならない。」を追加する。	これは議会を含む市の機関全体に
				向けられた方針であります。
13	14	市長の責	市長を市の執行機関と位置付けていま	市長を市の執行機関と位置付け
		務	すが、市長は自然人である。私人の立場と	ているのは地方自治法に則ったも
			市長という公人の立場がありますが、条例	のです。この条例で「市長」という
			の中でどのような位置付けか。	場合、私人の立場を云々するもので
				はなく、専ら公人の立場を念頭に置
				いています。
				※例えば「職員」も同じ考えです。
14	14	市長の責	「市長は各委員会(議会の常任委員会	常任委員会等での決定事項は重
		務	等)によって決定された事案に対し、むや	いものであります。ご意見にあるよ
			みに訂正、改訂を行わず、異論がある場合	うにむやみな扱いはこれまでもし
			には再度委員会に諮るよう努めます。」と	ておりませんし、適切な手続きを踏
			追加する。	んでいるものと考えております。
15	17	市の組織	1項中、「簡素で効率的であり」を「簡	市の組織は分かりやすいもので
			素で効率的な」に文言を変えて「分かりや	あることは当然ですが、重要性から
			すい」と「組織の再編に」の間に文章を挿	見た時、分かりやすい以上に効率的
			入する。	である事が大切 (重要) であるとの
			※修正後→「分かりやすい簡素で効率的	認識で規定したものであることを
			な組織の再編に努めます」	ご理解願います。
			この方が流れが良い。	
16	18	審議会等	1人1役とすべき。学歴などにとらわれ	審議会等の委員の選任にあたっ
			ず幅広く登用すべき。新風となる人も加え	ては公募委員を加えるよう努める
			るべき。	とともに、男女比、年齢、居住地域
				や同一人による他の審議委員の兼
				務状況等を考慮し、幅広い人材を登
				用することに努めることを規定し
				たもので、ご提案のご趣旨のとおり
				であります。

17	19	危機管理	防災計画にある体制の整備と市民サイ	この条例はまちづくりの原則や
			ドの自主防災組織を規定していますが、そ	基本的な考え方を示す条例です。具
			の訓練や教育についてはどう認識してい	体的な行動等は分野ごとの条例・規
			るか。	則等や計画によって定める事にな
				ります。
18	20	情報公開	市民サイドから見た「知る権利」という	「知る権利」は学説上は別とし
			積極的な規定がないがどうか。	て、最高裁でも未だに「人権」とし
				て認知されておりません。キャッチ
				フレーズ的な文言として使用する
				のならばまだしもですが、法規範と
				しての条例で使用するのは避けま
				した。
				※相当する文言として第7条第
				2項で「情報の公開を請求する権
				利」としております。
19	20	情報公開	議会の情報公開も当然ながら、合議機関	潟上市情報公開条例により、議会
			である議会は、合意に至る協議にかかわる	に関する情報についても原則公開
			議事録も文書として公開文書に該当する	であります。自治基本条例でも第2
			と思うので、この点をどう考えているか。	0条第1項で「市の機関」としてお
			また、議会の文書管理として公開体制は	り、それには議会も含まれていま
			十分か、どのような検討をされたか。	す。

No	条	項目	ご意見(要旨)	回 答 (策定委員会の考え方)
20	20	情報公開	市民以外の者に対する情報公開は、情報	現在の潟上市情報公開条例に定
			公開条例と自治基本条例の整合性という	める「開示請求可能者」と自治基本
			ことからどう考えるか。	条例に定める「市民」の範囲は違い
				ます。自治基本条例では「まちづく
				りのルール」や「原則」を定めるも
				のであり、その観点から定義付けを
				していますが、実際の市政運営の場
				面においては様々な制度がからみ、
				条例や規則等が関連してきます。そ
				ういった制度運用の中でより具体
				的な権利や責務の対象となる範囲
				を広げたり、狭めたりすることもあ
				り得ますので、必ず一致するという
				訳ではありませんし、しなければな
				らないものでもありません。
21	26	外部監査	「外部監査人」による監査ではなく、「会	外部監査契約を締結できる者は、
			計監査法人」によるとすべき。	地方自治法に定めがあります。
				(弁護士・税理士・公認会計士等)
				ここでは公認会計士の集団であ
				る監査法人による監査に限定せず、
				広い意味で外部監査人と表現した
				ものであります。
22	27	国及び県	自主的に法令解釈及び運用を行うとあ	ご提案の趣旨はごもっともであ
		との関係	るが、自主的ではなく、法令に関わる部分	りますが、地方分権一括法による地
			に関しては国及び県との調整をしっかり	方自治法の改正により、地方公共団
			行い、円滑な運用に努めた方が良いのでは	体に関する法令規定の在り方、解
			ないか。	釈・運用の在り方、自治事務に関す
				る国の配慮義務が明らかにされま
				した。さらに地方自治法では執行機
				関は条例等のほか、法令に基づく事
				務についても、自らの判断と責任に
				おいて、誠実に管理及び執行する義
				務を負うと規定されており、これら
				をもって自主解釈権というものが
				存在します。よって、法の規定を逸

23	27	国及び県との関係	「関係にあり」と「自主的に」の間に「関係法令と調整を図り」を挿入する。 ※修正後→「~関係にあり、関係法令と	脱して勝手な法令解釈を行うものではないということをご理解頂きたいと思います。 (No22 と同様です。)
			整合を図り自主的に〜」 (自主的のみであれば、市が都合の良いように解釈するおそれがあるため)	
24	28	住民投票	第3項で、選挙権を有する者に満20歳 未満及び外国人を加える事が出来るとあるが、政治に関わる部分について、満20歳未満の者に判断力があるとは思えない。また、外国人に小さいながら参政権を与えることは反対である。	市政にかかわる重要事項について、個別に条例を定めて住民投票を実施するという規定です。投票に付す事項は政治全般というイメージではなく、個別の事項の賛否を問う性格です。従って、案件によっては将来を担う若年層(満20歳未満)のほか外国人の意見を聴くこともあり得るということを定めたものです。外国人も必ず加えるのではなく、事案に応じてその都度判断することになります。なお、2002年に合併先を選択する旧岩城町の住民投票では18歳以上の未成年者と永住外国人に投票資格を認めた例があります。

No	条	項目	ご意見(要旨)	回 答 (策定委員会の考え方)
25	29	最高規範	最高規範性の規定は理解できなくもな	本市の他条例との法的な上下関
		性	いが、市の条例であることに上下はない。	係はありませんが、まちづくりの基
			このことの意義付けを市行政において、条	本原則を自治基本条例に盛り込む
			例施行の際最高規範性というのをどう具	ことにより、自治の確立と心豊かに
			現化するのか。	暮らせる地域社会の実現を目指し、
				市政運営の基本方針として最高規
				範性を持つものと考えます。
				また、自治基本条例の趣旨を尊重
				しながら自治の基本原則をより具
				現化する条例等や制度を施行まで
				の期間に整備します。
26	_	その他	先行自治体での条例制定後10年以上	主権在民ということはそのとお
			が経過し、数次にわたり改訂されている。	りであります。市民は全ての権利を
			分権改革の議論の中で、「地方主権」とい	市に渡してしまった訳ではありま
			うことが、法律用語にならなかった経緯が	せん。市民は行政の内容を知ること
			あったと聞いている。それは「主権」は市	や、事業を評価して検証する権利な
			民にあるという理由である。先進自治体で	どを留保しています。潟上市は市民
			は主権者市民を上位とし、「協働」は憲法	の皆さんのものであり、市主導では
			に規定する「主権は国民に存する事を宣言	いけないということです。
			し」に抵触し、ふさわしくないという立場	市政の内容をよく知り、考える。
			に立ってのことと理解しています。その点	そして対話の中から自らの手で、暮
			をどう整理されたか。	らしやすいまちづくりを行う。そう
				いった考えで市とともに協力し合
				いながら潟上市を創っていこうと
				する意味での協働と捉えており、主
				権在民という考えに立った協働と
				考えております。
27	_	その他	施行後の改正手続きについて、もっと具	通常の条例改正と同じく、議会の
			体的に明記すべきである。	議決を経て改正するものでありま
				すので、あえて改正規定は規定して
				おりません。

			T	T
28	_	全般	親しみやすく、分かりやすいという趣旨	「です・ます調」でも義務付けの
			の「です・ます調」とした文体は賛成。し	表現はあります。(「~しなければな
			かし、法令には「ならない」という義務・	りません」)語感からのイメージも
			強行規定があるが、調整課題はないか。	あろうかと思いますが、しなければ
				なりませんといえば文字どおり義
				務付けとなります。
				逐条解説などで表現方法につい
				ては解説したいと考えております。
29	-	全般	コミュニティ (第4章) や男女共同参画	潟上市では自治会をはじめとし
			(第23条)は各種の行政課題の中から条	た「コミュニティ」活動が盛んであ
			例に規定した理由は何か。	り、また、今後のまちづくりにおい
				ても益々その重要性は高まること、
				また、「男女共同参画」については
				県内第1号の宣言都市となるなど
				合併後の重要施策として推進して
				参りました。
				まちづくりの基本原則、考え方と
				してこういった本市の特長を盛り
				込むことを委員会で考えたもので
				す。
30	_	全般	策定委員会、池村教授、100人委員会	議決までの協議内容を踏まえ、施
			での策定過程における協議、検討内容につ	行までに逐条解説を作成し、公表致
			いて(思い、考え等々)逐条毎に制定の背	します。
			景、理念、趣意としてまとめて頂きたい。	
31	_	全般	自治基本条例は市長 (首長) の政治姿勢	ご提案のとおりでありますが、宣
			でもあります。首長が交代しても潟上市と	誓義務までを強いることは考えて
			いう自治体は、本条例によって市民との約	おりません。市長の責務(第 14 条
			束として担保されたものとも思う。4年毎	第1項) に包含されていると考えま
			の改正規定はそのような意味を持つもの	す。
			であります。ニセコ町の条例のように首長	
			の宣誓義務を規定するということも重要	
			な事です。	

No	条	項目	ご意見(要旨)	回 答 (策定委員会の考え方)
32	-	全般	自治基本条例策定にあたり、素案まで	ご意見として承ります。
			検討を重ねられた各委員会の皆様に敬意	
			を表します。私は戦後生まれの「団塊の世	
			代」と言われる年代です。日本国憲法が唱	
			えている、「・・・崇高な理想と目的を達	
			成する」ために頑張ってきました。	
			地方自治の運営については、憲法第92	
			条により、地方自治法が施行され、「国民	
			の福利実現のため」行われていると確信し	
			ておりますが、近年、国政失政の目をそら	
			そうと、地方分権の声が高まっているよう	
			に感じています。	
			まちづくりは、主権者である市民が努力	
			することは勿論ですが、「市民から信託さ	
			れた、市の機関及び市職員」が、市民の福	
			利の確保のために、不断の努力で市政を行	
			ってきたのか・・・?が問われているのだ	
			と思います。	
			自治基本条例が策定されれば、解決する	
			ものではないような気がします。私は、市	
			政の実施機関が「市民に寄り添った、さら	
			なる努力(スキルアップ)こそが、カギと	
			考えています・・・!!	
33	_	全般	自治基本条例は市民の総意でなければ	この条例の議決後は約半年かけ
			ならないと思って居ります。	て市民への周知を図って参ります。
			今回のパブリックコメント後、最終素案	その後に条例を施行する計画です。
			をまとめることとなっていますが、市民へ	市広報の活用や自治会長等への説
			の報告をホームページのみでは不十分と	明など、十分に市民へ浸透させるこ
			思いますし、市民として納得できません。	とが出来るよう努めて参ります。
			市民は、この条例によって、新たに行動	
			の責務を負わされることになります。	
			市民全体へ、できれば町内会単位、少な	
			くともコミュニティ単位での、顔の見える	
			説明会が必要と考えます。	